

1 業務名

令和元年度 米軍基地特有の化学物質調査業務委託

2 業務期間

契約締結の日から令和2年2月28日（金）まで

3 業務の目的

「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」（平成25年4月）で示されているように米軍再編が進めば、今後、嘉手納飛行場以南の約1,000haの米軍施設・区域（以下「米軍基地」という。）が段階的に返還される。そのなかには、兵站補給基地（倉庫）や飛行場として長年使用され、環境汚染のおそれがある大規模な基地の返還が予定されている。

米軍基地では、軍事基地であるが故に国内一般地域ではみられない用途に化学物質が利用されていること及び一般地域では通常使用されない化学物質（以下「米軍基地特有の化学物質」という。）が使われていることが想定される。国内一般地域においては、化学物質の管理に関する様々な国内法令等による規制が課せられ、それらに基づく施策が実施された中で化学物質が利用されている。他方、米軍には、それら化学物質の利用に関する国内法令等は、原則として適用されない。すなわち、沖縄県における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号。以下「跡地利用推進法」という。）、土壤汚染対策法（平成14年5月29日号外法律第53号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日号外法律第105号）等では米軍基地特有の化学物質による土壤汚染に対応できない。よって、米軍基地特有の化学物質のなかで、その環境残留状況を確認し、存在が確認された物質かつ人や生態系への影響の程度を評価し、影響が生ずる程度にあると判断された化学物質に対しては、適切な措置を講ずる必要がある。

また、令和4年4月に跡地利用推進法改正が予定されている。

このため、本業務において、跡地利用推進法の改正に向けて、以下の業務を行っていく。

返還予定基地と類似するアメリカ国内の米軍基地等において地下水・土壤汚染が懸念されることにより、リスク評価の対象とされた米軍基地特有の化学物質をアメリカ環境保護庁ウェブサイト等から情報収集・整理する。

収集したアメリカ国内の事例と比較検証するため、在沖米軍基地周辺の地下水質調査（以下「地下水質調査」という。）を実施する。

リスク評価における対策目標レベルの設定の必要性の検討等について、平成28年度米軍施設環境対策事業リスク評価専門部会員を中心とした有識者（沖縄県が検討している4名を予定）からの意見聴取を行う。

なお、米軍基地特有の化学物質は、国内法において使用が禁止又はそれに準ずる措置がとられる物質（以下「国内法使用禁止等物質」という。）と国内法では規制されていないが、米軍基地内で国内の一般地域と比べて相当量が使用されていることが懸念される物質（以下「基地

内相当量使用物質」という。)に分けられる。

4 業務の内容

本業務の実施にあたっては、「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」（平成 29 年 3 月、沖縄県）及び平成 26 年度から平成 28 年度までの米軍施設環境対策事業で得た情報を参考にすること。（※1）

米軍施設環境対策事業で得た情報については、契約締結後に提供する。

※1 沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン PDF 掲載 URL

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seisaku/kichikankyo/about_guideline.html

(1) 米軍基地特有の化学物質の情報収集・整理・リストの作成

返還予定の在沖米軍基地と類似するアメリカ国内の米軍基地等（倉庫、飛行場等）において地下水及び土壌汚染が懸念されることにより、リスク評価の必要性を検討すべき化学物質をアメリカ環境保護庁ウェブサイト等から情報収集・整理し、リストを作成する。

なお、情報収集・整理・リスト作成にあたっては、沖縄県との協議を踏まえながら実施すること。

ア 情報収集する化学物質

(ア) 国内法使用禁止等物質

例：ストックホルム条約の付属書 A、付属書 B 又は付属書 C に記載された物質

(イ) 基地内相当量使用物質

例：弾薬成分については、ニトロベンゼン、1,3-ジニトロベンゼン、1,3,5-トリニトロベンゼン等の 23 物質を主な対象とし、それらの物質名は、**別紙**を参照のこと。

詳細については、沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン 参考「第 5 章 地下水・土壌汚染等に関する対応」についての詳細資料（以下「ガイドライン詳細資料」という。）資-25 から資-36 までを参照のこと。（※2）

それ以外については、ガイドライン詳細資料の資-11 から資-19 までに記載された方法により汚染懸念物質として抽出された物質のうち、上記 (ア) に該当する物質及び弾薬成分を除く物質とする。

イ 情報収集の内容

物質名、分析法、有害性、残留性、用途、他サイトでの検出事例等が解る形で一覧表にて整理すること。

ガイドライン詳細資料 資-11 から資-24 を参照のこと。（※3）

ウ 主に BRAC（Base Realignment and Closure：基地再編・閉鎖計画）該当のアメリカ国内の米軍基地（倉庫、飛行場）の情報収集を想定している。

エ 想定している類似するアメリカ国内の米軍基地総数
倉庫 (Depot) 15 箇所、空軍基地 (Air Force Base) 22 箇所、航空基地 (Air Station)
15 箇所、演習場 4 箇所【アメリカ環境保護庁 基地・閉鎖計画ウェブサイトより】

オ 履行期間中に 2 箇所以上のリスト作成を想定している。

※ 2 上記※ 1 URL「参考資料その 1 PDF」 29 ページから 40 ページまでを参照

※ 3 上記※ 1 URL「参考資料その 1 PDF」 15 ページから 28 ページまでを参照

(2) 地下水質調査

ア 水質測定に関する項目

検体の採取及び分析を行う。

検体の送付は、分析機関の指定する方法で行う。

イ 分析項目及び測定回数

上記(1)で収集・整理した化学物質のうち、有識者からの意見等を踏まえ、沖縄県が指定する物質の水質検査を行う。(8 地点 年 1 回 計 8 検体を予定)

地下水の試料採取は、既設の井戸又は湧水から採取することを想定している。

現時点で想定される物質として、上記(1)ア (ア) 国内法使用禁止等物質については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の付属書 A、付属書 B 及び付属書 C に記載された物質のうちポリ塩化ビフェニル、ダイオキシン類及びジベンゾフラン類を除く物質の水質測定を実施することを想定している。

また、上記(1)ア (イ) 基地内相当量使用物質については、**別紙**に示す弾薬成分 23 物質のうち 10 物質の水質測定を実施することを想定している。

ウ 測定方法

以下 (ア)、(イ) の資料等に記載のある方法等を用いて分析すること。

(ア) モニタリング調査マニュアル (平成 16 年 3 月、環境省)

(イ) ガイドライン詳細資料 資-124 から資-130 までを参照のこと。(※ 4)

そのうち、国内法使用禁止等物質に係る分析は、「化学物質と環境」(化学物質環境実態調査 調査結果報告書)(環境省 大臣官房環境保健部 環境安全課)に示された最新の方法又はそれと同等以上の精度で測定が可能な方法において実施すること。

また、基地内相当量使用物質測定に係る分析は、ガイドライン詳細資料 資-127 「6.1 分析方法に関する指針 (6)爆薬類、推進剤等」等を参考にすること。

※ 4 上記※ 1 URL「参考資料その 2 PDF」 67 ページから 73 ページまでを参照

(3) 有識者からの意見聴取

情報収集した米軍基地特有の化学物質に関する専門家ヒアリング（2回予定）を実施し、以下アからオについて、必要な助言を求めるものとする。

ヒアリングの実施に当たっては、有識者及び沖縄県との調整を円滑に行ったうえで、開催日時を決定して適切な会場等を手配し、収集した化学物質の内容を整理・分析し、有識者が検討を行えるような資料等を開催当日までに準備し、ヒアリング終了後、速やかに議事の取りまとめを行う。

ヒアリングは、原則として各有識者を訪問して実施することを想定している。

なお、ヒアリングに伴う諸費用（会場費、旅費、謝金等）は受託者が負担すること。

ア 上記(1)における対象物質について、分析調査やリスク評価の必要性の検討及びその優先度についての整理

イ 地下水質調査（調査対象物質の選定、採水地点、分析手法、結果の分析等）

ウ 管理目標値若しくはリスク評価における対策目標レベルの設定の必要性の検討

エ 基地返還前に可能なスクリーニング調査

オ 次年度調査計画（資料調査、対象物質、採水地点、分析手法等）

(4) 報告書

上記(1)から(3)の結果についてとりまとめ、沖縄県と打ち合わせを行った後、報告書を作成する。

なお、地下水質調査は、採水地点、分析方法及び結果を記載した報告書及び計量証明書を作成する。

5 費用について

本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記されていないものであっても、原則として受託者の負担とする。

6 業務実施体制等

以下の要件を満たすこと（受託者は、体制図を提出のこと）。

- ・ 本業務に必要な要員を配置し、適切に業務が遂行されるよう責任を負うこと。
- ・ 問題発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にすること。
- ・ 沖縄県と迅速に連絡が取れるようにすること。

7 業務経費額の中間検査・確定検査

(1) 受託者は、沖縄県が指定する日に業務経費関係書類について、中間検査を受けなければならない。

(2) 受託者は、業務完了後、業務経費関係書類について、確定検査を受けなければならない。

8 成果物

上記4(4)報告書及びその概要版を提出する。

- (1) 紙体裁1部
- (2) 電子データを収納したDVD-R1式

9 業務経費使用報告書

- (1) 業務経費使用報告書とは、支出経費の内訳に基づいて作成する業務経費使用明細書及び支出を証明する関係書類一式のことで、沖縄県が指定する中間検査時及び業務完了後、ただちに沖縄県に提出することとする。

時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金及び通常の作業内容を超えた労働に対する手当は経費に含めない。

- (2) 支出関係書類には以下を含むこととし、その他の経費支出についても、支出を証明する関係資料（請求書、領収書、納品書、カタログ、発注書、賃金台帳、給与算定額の根拠書類等）の写しを提出する等、沖縄県が経費支出の妥当性を確認できるようにしなければならない。

ア 報酬、賃金等関連する書類

- ・ 支払の算定根拠、従事者・従事日時・本業務に従事したことがわかる根拠書類を含めること。
- ・ 従事者別に本業務に従事した日数等を取りまとめた根拠書類も添付すること。

(根拠書類の例) 出勤簿、タイムカード、業務日誌、賃金台帳、支出調書、給与規程、労務費単価根拠規程、雇用契約書、労働条件通知書等

イ 旅費関連書類

- ・ 旅費とは交通費、宿泊費、日当を示し、支払算定根拠、旅行者・旅行日・本業務で出張したことがわかる根拠書類を含めること。
- ・ 従事者別、有識者別に取りまとめること。
- ・ 原則、最も経済的な通常の経路及び方法によること。

ANA FLEX/ANA VALUE 等を利用する場合は空席状況の根拠書類等を適切に整える。

(根拠書類の例) 旅行命令簿、支出調書、搭乗券や領収書等の根拠書類、出張報告書、宿泊費及び日当単価根拠規程等

- (3) 沖縄県は、必要があると認めるときは、根拠書類原本の現地確認を行う。

10 再委託の制限等

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に

委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の一般競争入札に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行にあたり、受託者が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は次のとおりとする。

再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・ 資料等の翻訳業務
- ・ その他、簡易な業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、上記(3)に定める「再委託により履行することのできる業務の範囲」のうち、以下に記す「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

その他、簡易な業務

- ・ 印刷、製本
- ・ 原稿・データ入力及び整理
- ・ その他、単純作業であって、容易かつ簡易なもの

11 委託業務の監督等

- (1) 沖縄県は、必要があると認めるときは、受託者に対し、本業務の実施状況、経費の使途及びその他必要な事項について報告を求め、書面検査又は必要に応じ実地検査を実施し、必要な指示をすることができる。
- (2) 沖縄県は、受託者及び上記 10(4)に定める「再委託の承認」により受託者から委託を受けた者による本業務の履行が著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(2)に基づく請求があった場合、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、請求を受けた日から 10 日以内に、沖縄県に文書により通知しなければならない。

12 権利義務の譲渡

受託者は、あらかじめ沖縄県の承諾を得た場合を除き、本業務委託契約により生ずる権利・義務を第三者に譲渡、承継し、又は成果物を第三者に譲渡、貸与し、又は質権その他の担保目的に供してはならない。

13 著作権

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関して、著作者人格権を行使しないことに同意すること。また、当該著作物の著作者が受託者以外のときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を取ること。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

14 瑕疵担保責任

本業務は、成果品の検査をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。

受託者は、納入した成果物の瑕疵について、納品日から起算して1年間、担保の責を負うものとする。受託者は、成果物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該瑕疵を発見したときから3年間、担保の責を負うものとする。

沖縄県は、前述の期間、瑕疵のある成果物について、受託者に相当の期間を定めて修補を依頼し、又は修補に代え若しくは修補と共に当該瑕疵により生じた損害に対する賠償の請求をすることができるものとする。

15 賠償金等の徴収

沖縄県が指定する期間内に、受託者が本業務委託契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を支払わないときは、沖縄県はその指定する期間の翌日から受託者の支払日まで、年2.7%の割合で計算した利息を付した額と、支払うべき業務委託料を相殺することとし、なお不足がある場合には、遅延日数につき2.7%の割合で計算した額の延滞金を受託者から徴収する。

16 秘密の保持

受託者は、本業務作業の一切について秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うものとし、本契約終了後においてもその責任を負う。

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年3月31日沖縄県条例第2号）を遵守しなければならない。

17 その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書によりがたい事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部については、沖縄県と速やかに協議し、その指示に従うこと。

業務量について、本仕様書記載の量よりも大幅な増減が見込まれる場合には、双方協議のうえ対応を決定するものとする。

基地内相当量使用物質（弾薬成分のうち環境・健康に影響のおそれがある物質）

1. ニトロベンゼン
2. 1,3-ジニトロベンゼン
3. 1,3,5-トリニトロベンゼン
4. 2-ニトロトルエン
5. 3-ニトロトルエン
6. 4-ニトロトルエン
7. 2,4-ジニトロトルエン
8. 2,6-ジニトロトルエン
9. 2,4,6-トリニトロトルエン
10. 2-アミノ-4,6-ジニトロトルエン
11. 4-アミノ-2,6-ジニトロトルエン
12. 2,4-ジアミノ-6-ニトロトルエン
13. 2,6-ジアミノ-4-ニトロトルエン
14. テトリル
15. トリメチレントリニトロアミン
16. シクロテトラメチレンテトラニトラミン
17. 亜硝酸メチル
18. ニトログリセリン
19. 四硝酸ペンタエリスリットペンスリット
20. 過塩素酸
21. 過塩素酸アンモニウム
22. 過塩素酸ナトリウム
23. 過塩素酸カリウム